

○日本抗生物質医薬品基準の一部改正について

(平成八年一〇月九日)

(薬発第九三八号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

左記のとおり、日本抗生物質医薬品基準(平成二年三月厚生省告示第八七号)の一部が改正されたので、貴管下関係各位に対して周知徹底を図るとともに、窓口における備付けその他の適当な方法により閲覧に供するよう、御配慮願いたい。

記

日本抗生物質医薬品基準の一部が改正され、次の基準が改正され及び追加されたこと。

- ・注射用塩酸セフトリアム
- ・シロップ用クラリスロマイシン